

令和7年度公益財団法人山梨県臓器移植推進財団事業計画書

事業計画

基本方針

臓器移植に対する県民の理解を深め、一層の定着・推進を図るため、次の事業を行なう。

事業実施計画

1 臓器移植に関する県民への普及啓発

- (1) 意思表示カード、ポスター、パンフレット、広報誌等を各種イベント、県、市町村祭り等で配布し、10月の臓器移植普及推進月間においては、グリーンカラーライトアップや県の広報媒体を活用した臓器移植推進の啓発活動を行う。
- (2) 学校教育の中で、「命の尊さ」と「臓器移植」についての講演会や授業を依頼し、児童期から臓器移植における教育体制をつくる。
- (3) 市民公開講座等に積極的に参加、後援し、県民に腎臓病や臓器移植についての周知を図る。
- (4) 財団冊子「Tomorrow」の発行や、ホームページにより事業報告等の情報公開、及び臓器移植に関する情報提供を行う。
- (5) 日本臓器移植ネットワークの助成事業を活用し、より充実した普及啓発活動に努める。

2 臓器提供資料の配布

- (1) 意思表示カード、ポスターの配布（市町村役場、保健所、病院、学校等）
- (2) 新成人への意思表示説明用リーフレットの配布
- (3) パンフレットの配布

3 移植希望者に対する組織適合検査助成と登録手続き支援

- (1) 移植を希望する本人及び家族に相談と説明を行う。
- (2) 献腎移植希望者の組織適合検査の助成を行う。
- (3) 献腎移植希望者の登録目標 5名
- (4) 移植希望登録の手続きを支援する。

4 献腎及び臓器移植の体制の整備

- (1) 医療関係者に対して、円滑な臓器の提供と移植ができる体制づくりを支援する。
- (2) 臓器提供施設及び保健所等の関係者を対象に、臓器移植についての研修会を開催する。
- (3) 透析施設スタッフ及び各種団体（ライオンズクラブ等）を対象に、移植希望登録が円滑に行えるよう研修会を行ない、研修した者に修了証書を授与し患者の相談員として委嘱する。
- (4) 移植希望者に対し、説明会の開催やパンフレット等の配布により、移植に関する情報を提供する。
- (5) 県内の臓器移植関係者による地域推進会議を開催し臓器移植の体制整備にかかる情報を交換する。

5 腎臓提供医療機関並びに献腎移植医療機関との連携

- (1) 腎臓提供医療機関並びに腎臓移植医療機関との連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開催する。
- (2) 腎臓提供施設に対し、事業内容を説明し理解と協力を得る。また、必要に応じて説明会を開催し、提供施設スタッフの意識の向上を図る。
- (3) 病院を訪問し、臓器移植体制や問題点などの状況を確認するとともに、普及啓発活動を行う。

6 会議の開催

- (1) 理事会、評議員会を開催し、事業計画について審議し事業の推進を図る。
- (2) 事務局打ち合わせ会議を開き、必要な事項について協議する。

7 臓器提供時の対処

- (1) 臓器提供者への謝意を表して、臓器提供者の遺族に対し、感謝状を贈呈し、香典を送る。
(提供家族の受け取りの是非や個人情報の取扱については、県臓器移植コーディネーターに確認を依頼する。)
- (2) 腎臓移植時において、県内臓器提供施設及び臓器摘出チームに対し謝礼する。

8 山梨県臓器移植コーディネーターの設置

- (1) 山梨県からの委託を受け山梨県臓器移植コーディネーターを設置し、委託事業の業務内容に沿った日常業務及び臓器提供発生時業務を行う。

9 その他

- (1) 賛助会員の増員
- (2) 法人設立の目標に沿って必要な事業を実施する。